

[略]

【氏名又は名称】

Ⓐ又は 識別ラベル

([国籍・地域])

[略]

【氏名又は名称】

Ⓐ又は 識別ラベル

([国籍・地域])

[略]

24~27 [略]

28 届出に係るものとの実用新案登録出願において、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条第1項の規定により優先権の主張をしようとしたときは、「代理人」の欄の次に「[パリ条約による優先権等の主張]」の欄を設け、その欄に「[国・地域名]」及び「[出願日]」を設けて、国・地域名及び出願日を記載する。最初の出願若しくはパリ条約第4条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載するときは、「[出願日]」の次に「[出願番号]」の欄を設けて、その番号を記載する。また、2以上の優先権を主張していたときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

[略]

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

[略]

29~36 [略]

附則様式第3（附則第5条関係）

[略]

【氏名又は名称】

Ⓐ又は 識別ラベル

([国籍・地域])

[略]

〔備考〕

1~4 [略]

5 実用新案法施行規則第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条の4の規定により、パリ条約による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「代理人」の欄の次に「[パリ条約による優先権等の主張]」の欄を設け、その欄に「[国・地域名]」及び「[出願日]」を設けて、国・地域名及び出願日を記載する。最初の出願若しくはパリ条約第4条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載するときは、「[出願日]」の次に「[出願番号]」の欄を設けて、その番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

[略]

【氏名又は名称】

Ⓐ又は 識別ラベル

([国籍])

[略]

【氏名又は名称】

Ⓐ又は 識別ラベル

([国籍])

[略]

24~27 [略]

28 届出に係るものとの実用新案登録出願において、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条第1項の規定により優先権の主張をしようとしたときは、「代理人」の欄の次に「[パリ条約による優先権等の主張]」の欄を設け、その欄に「[国名]」及び「[出願日]」を設けて、国名及び出願日を記載する。最初の出願若しくはパリ条約第4条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載するときは、「[出願日]」の次に「[出願番号]」の欄を設けて、その番号を記載する。また、2以上の優先権を主張していたときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

[略]

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

[略]

29~36 [略]

附則様式第3（附則第5条関係）

[略]

【氏名又は名称】

Ⓐ又は 識別ラベル

([国籍])

[略]

〔備考〕

1~4 [略]

5 実用新案法施行規則第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条の4の規定により、パリ条約による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「代理人」の欄の次に「[パリ条約による優先権等の主張]」の欄を設け、その欄に「[国名]」及び「[出願日]」を設けて、国名及び出願日を記載する。最初の出願若しくはパリ条約第4条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載するときは、「[出願日]」の次に「[出願番号]」の欄を設けて、その番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。